

加入手続きについて

ステップ1

同封の加入申込書(様式1)に必要事項をご記入・ご捺印(会長印可)の上、3月3日(金)までにさいたま市PTA協議会事務局までお送りください。

ステップ2

加入会員数等報告書(様式2)を5月10日(水)～5月19日(金)の間にさいたま市PTA協議会事務局までお送りください。

ステップ3

加入会員数等報告書(様式2)の送付と同時に世帯数および児童・生徒数分の制度掛金をお振込みください。
(※振込手数料は各校PTA負担となります。)

※ご注意 加入申込書(様式1)は、4月1日から補償開始の加入意思確認のため必要ですので必ずお送りください。
提出後(保険始期以降)はキャンセルできません。(途中脱退の場合の傷害保険部分には返戻金がありません。)

契約者である団体は、加入申込書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

事故時の請求手続き

ステップ1

「事故の際の連絡先」あるいは「取扱代理店・扱者」宛てに事故の内容をお知らせください。

ステップ2

保険金請求書をお送りしますので、必要事項を記入・捺印の上ご返送ください。

ステップ3

審査後、ご指定の口座に保険金をお支払いします。

※1 事故発生後30日以内にご連絡ください。(手続方法等は、別紙「PTA活動総合補償制度の補償概要」をご覧ください。)

※2 請求額が10万円以下で、治療期間が3ヶ月以内の場合、診断書を省略できる場合があります。

※3 ご請求内容により、PTA会長あるいは学校長のご署名・ご捺印が必要となります。

P団かんたん請求

取扱代理店経由もしくは引受保険会社へ直接「事故証明書兼事故発生通知書」をFAXもしくはメールにてご提出いただくことで、その後の保険金請求をペーパーレスで行うこともできます。

●事故の際の連絡先

株式会社 敬愛保険

TEL:048-622-4571 FAX:048-624-9329
(通話料無料)0120-10-4571
(月～金 午前9:00～午後5:00)

〈P団かんたん請求利用の場合〉

AIG損害保険株式会社

個人傷害カスタマーセンター

FAX:0120-936-710
メールアドレス:AIGJapanMFD_FAX7@aig.co.jp
(24時間365日対応)

■団体契約者

さいたま市PTA協議会

TEL:048-647-4401
(月～金 午前10:00～午後4:00)

■当制度に関するお問合せ先 (取扱代理店・扱者)

株式会社 敬愛保険

〒331-0068 さいたま市西区飯田新田344-1
TEL:048-622-4571 FAX:048-624-9329
(通話料無料)0120-10-4571
(月～金 午前9:00～午後5:00)

■引受保険会社

【幹事会社】 AIG損害保険株式会社

埼玉支店

さいたま市大宮区大門町3-54
TEL:048-641-4050 FAX:048-648-1129
(月～金 午前9:00～午後5:00)

【非幹事会社】 損害保険ジャパン株式会社
各社の割合につきましては、お問い合わせ下さい。

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しています。

D-006219(2024-03)

PTA会員の皆様へ

さいたま市PTA協議会

2023年度版

PTA活動総合補償制度 ご加入のご案内

PTA活動の安心のために

PTA活動総合補償制度は、単位PTAあるいは会員校の児童・生徒およびPTA会員(保護者・教職員)等に生じるPTA活動中のさまざまな事故を幅広く補償します。

傷 害 (PTA団体傷害保険)

児童・生徒

児童がPTA活動中にケガをした



PTA会員

保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした



PTAが事前に認めた参加者

PTA安全パトロール中にケガをした



被保険者(保険の対象となる方)

- PTA会員(保護者・教職員)およびその学校に通学する児童・生徒
- PTA会員の同居の親族
- PTA行事(※1)への参加が事前にPTAより認められている方

(※1)PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

賠 償 (PTA賠償責任保険)

対人 来賓にケガをさせた



対物 他人の財物を壊した



保管物

学校から借りたものを壊した



提供飲食物

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等損害を被った



法律相談・クレーム対応費用

PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれたので、弁護士への法律相談や委任をした

弁護士相談・弁護士紹介サービス
PTAまたはPTA役員が、引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介を受けられます。



ご加入いただく皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」)が記載されていますので、必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」等)が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。